

d カード ETC カード特約の一部改正

[改正]	[現行]
第1条（本特約の趣旨） 本特約は、d カード利用規約（会員規約）（以下「<u>会員規約</u>」といいます）に定める d カードサービスとして、会員が ETC システムを利用して有料道路の通行料金等及び ETC 多目的利用サービスの利用料金等を、d カード利用代金として決済するための特約を定めたものです。<u>会員は、ETC カードの利用に際し、会員規約、本特約、道路事業者が別に定める「ETC システム利用規程」及び「ETC システム利用規程実施細則」等並びに ETC 多目的利用サービス運営者の定める ETC 多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。</u> 第2条（定義） 1. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。 （1）～（5）（略） <u>（6）「ETC 多目的利用サービス」ETC カード及び車載器を用いて ETC カードの情報等を無線で送受信することにより、道路事業者が定める道路等以外の施設であって別途当該サービスを運営する者（以下「ETC 多目的利用サービス運営者」といいます）が指定するものの利用料金等を支払うことができるサービス</u> 2.（略） 第3条（ETC カードの貸与と取扱い） 1.～5.（略） 第4条（ETC カードのご利用） 1.～2.（略） 3.会員は、第1項に定める料金所の他、道路事業者が認める場所において、ETC カードを支払い手段とすることができます。 4.前三項にかかわらず、会員は、当社が別途定める場所において、ETC カードを ETC 多	第1条（本特約の趣旨） 本特約は、d カード利用規約（会員規約）（以下「<u>会員規約</u>」といいます）に定める d カードサービスとして、会員が ETC システムを利用して有料道路の通行料金等を、d カード利用代金として決済するための特約を定めたものです。 第2条（定義） 1. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。 （1）～（5）（略） （新設） 2.（略） 第3条（ETC カードの貸与と取扱い） 1.～5.（略） <u>6. 会員は、会員規約、本特約、道路事業者が別に定める「ETC システム利用規程」及び「ETC システム利用規程実施細則」等を遵守するものとします。</u> 第4条（ETC カードのご利用） 1.～2.（略） 3.会員は、第1項に定める料金所の他、道路事業者等が認める場所において、ETC カードを支払い手段とすることができます。 （新設）

目的利用サービスのために用いることができます。 第 5 条（債権譲渡等の承諾） ETC カードの利用による取引により道路事業者及び ETC 多目的利用サービス運営者等（以下、総称して「道路事業者等」といいます）が会員に対して有する債権に関し、会員は、当社と当社が適当と認めた第三者との契約に従い、当該道路事業者等から当社に債権譲渡又は当社が当該道路事業者等に立替払いすること（この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）について予め異議なくご承諾いただきます。なお、道路事業者等及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求を致しません。 第 6 条（ご利用代金の支払い） 1. （略） 2. 前条及び前項にかかわらず、道路事業者等又は第三者が会員に対して、直接通行料金の支払いを請求した場合、本会員は当該通行料金を支払うものとします。 3. （略） 第 7 条（略） 第 8 条（利用疑義） 当社からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者等が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者等が作成した請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者等間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。 第 9 条～第 12 条（略） 第 13 条（終了時の管理責任） 1. （略） 2. 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員の ETC カードを使用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取扱い、本会員には、これにより発生する通行料金等及び ETC 多目的利用サービスの利用料金等を d カード利用	第 5 条（債権譲渡等の承諾） ETC カードの利用による取引により道路事業者が会員に対して有する債権に関し、会員は、当社と当社が適当と認めた第三者との契約に従い、当該道路事業者から当社に債権譲渡又は当社が当該道路事業者に立替払いすること（この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）について予め異議なくご承諾いただきます。なお、道路事業者及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求を致しません。 第 6 条（ご利用代金の支払い） 1. （略） 2. 前条及び前項にかかわらず、道路事業者又は第三者が会員に対して、直接通行料金の支払を請求した場合、本会員は当該通行料金を支払うものとします。 3. （略） 第 7 条（略） 第 8 条（利用疑義） 当社からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者が作成した請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。 第 9 条～第 12 条（略） 第 13 条（終了時の管理責任） 1. （略） 2. 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員の ETC カードを使用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取扱い、本会員には、これにより発生する通行料金等を d カード利用代金としてお支払いいただきます。
---	--

代金としてお支払いただきます。 第 1 4 条（略） 第 1 5 条（利用停止措置） ETC カードの利用停止については、会員規約の利用停止措置に関する規定を適用するものとします。なお、当社は、ETC カードの利用停止の措置による道路上、<u>料金所又は駐車場等</u>での事故に関し責任を負わないものとします。<u>ただし、当社に故意又は重過失があるときはこの限りではありません。</u> 第 1 6 条（免責） 1.当社は、会員に対し、道路上、<u>料金所又は駐車場等</u>での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関しては責任を負わないものとします。<u>ただし、当社に故意又は重過失があるときはこの限りではありません。</u> 2.（略） 第 1 7 条（道路事業者のサービス） 1.（略） 2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について責任を負わないものとします。<u>ただし、当社に故意又は重過失があるときはこの限りではありません。</u> 3.（略） 第 1 8 条～第 1 9 条（略）	第 1 4 条（略） 第 1 5 条（利用停止措置） ETC カードの利用停止については、会員規約の利用停止措置に関する規定を適用するものとします。なお、当社は、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し<u>一切</u>責任を負わないものとします 第 1 6 条（免責） 1.当社は、会員に対し、<u>事由の如何を問わず、道路上または料金所</u>での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関しては責任を負わないものとします。 2.（略） 第 1 7 条（道路事業者のサービス） 1.（略） 2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について<u>一切</u>責任を負わないものとします。 3.（略） 第 1 8 条～第 1 9 条（略）
--	--